

管理委託契約書

天野秀雄様 賃貸集合住宅 駐車場

株式会社ミユキサブリース 控



管理委託契約書 (駐車場用)

管理委託契約約款 (駐車場用)

(A) 物件の表示

物件名称	仮称 天野秀雄様賃貸集合住宅 駐車場
物件所在地	愛知県岡崎市藪田二丁目4番地5、4番地10、4番地11

(B) 委託契約の期間

契約期間	2026年12月1日から2061年11月30日まで 35年間 (特定賃貸借契約に連動)
------	---

(C) 管理業務委託料

月額委託料	金 2,662 円 (2,425 円+消費税 237 円) ※回収駐車料の5%及び消費税10%
月額駐車料	並列 4,400 円 2台 縦列 6,600 円 6台 合計8台 48,400円 (消費税込)

(D) 振込口座

委託者	金融機関名	蒲郡信用金庫岡崎北支店
	口座番号	普通口座 普通
	口座名義	フリガナ アマノ ヒデオ 口座名義 天野 秀雄
受託者	金融機関名	三菱UFJ銀行 岡崎支店
	口座番号	普通口座 0271344
	口座名義	フリガナ カ) ミユキサブリース 口座名義 株式会社ミユキサブリース
送金日	当月分を毎月10日に支払う	

(E) 管理委託者及び管理受託者

管理委託者 (以下「委託者」という)	住所	愛知県岡崎市上里三丁目17番地12
	氏名	天野 秀雄
	電話	090-2688-5217
管理受託者 (以下「受託者」という)	住所	愛知県岡崎市上里三丁目3番地1
	氏名	株式会社ミユキサブリース
	電話	0564-84-5666

(F) 特約事項

本物件は、仮称 天野秀雄様賃貸集合住宅の特定賃貸借契約に付随する駐車場契約のため、契約期間の定めを35年間とする。

管理委託者と管理受託者とは、上記事項及び添付管理業務委託契約約款のとおり管理業務委託契約を締結し、本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各1通宛保有する。

2026年2月24日

住所 愛知県岡崎市上里三丁目17番地12

管理委託者
(委託者) 氏名 天野 秀雄

電話 090-2688-5217

住所 愛知県岡崎市上里三丁目3番地1

管理受託者
(受託者) 氏名 株式会社ミユキサブリース 代表取締役 近藤 康弘

電話 0564-84-5666

第1条 契約の目的と不動産の表示

- 委託者は、委託者所有の標記物件(A) [以下「本物件」という] を第三者に賃貸することを目的とし、その管理業務を受託者に委託し、受託者は、これを受託した。※賃貸集合住宅の敷地内駐車場(集合住宅用の駐車場)

第2条 管理業務

- 受託者は、管理受託項目に従い業務を行う。

第3条 受託者の善管注意義務

- 受託者は善良なる管理人の注意をもって本物件を管理し業務を遂行しなければならない。

第4条 受託者の免責事項

- 賃借人及びその関係者の故意又は過失その他の事故により、本物件及びその付属施設等に生じた損害については、受託者はその責めを負わない。

第5条 管理業務委託料等

- 委託者は受託者に対して、管理業務委託料として、標記(C)の報酬を受託者に支払うものとする。受託者は標記(C)の報酬を、賃料集金額より差し引き標記(D)の口座に振り込むものとする。
- 本条第1項にかかる消費税は別途委託者の負担とする。尚、消費税税率等の改定がなされた場合、本条第1項にかかる消費税は改定された税率等に乗じた金額に当然に改定され、委託者は受託者に改定された消費税を支払うものとする。
- 管理業務関係諸費用は実費を委託者の負担とし、受託者がこの費用を立て替えた場合は前項の振込金から費用を差し引くことができるものとする。

第6条 契約期間

- 本契約の期間は、標記(B)に記載するとおりとする。ただし、期間満了3ヵ月前までに委託者又は受託者より何ら意思表示がないときは、この契約は同一条件で更新されるものとする。

第7条 解約予告

- 委託者又は受託者は、契約期間内であっても3ヵ月前の予告をもって本契約を解約できるものとする。

第8条 協議事項

- 本契約書に定めのない事項については、委託者及び受託者は、関係法規並びに一般慣習に従い、誠意をもって協議の上解決するものとする。

第9条 管轄裁判所

- 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを委託者・受託者双方とも承諾した。

管理受託項目

1	賃借人の募集
2	賃貸借契約の代行
3	駐車料の集金・送金・督促
4	車庫証明の発行取次ぎ
5	契約更新・賃料改定
6	利用者・近隣からのクレームに対する初期対応
7	契約違反に対する処理
8	修繕業者手配